

飯塚市私立保育所等給食費支援事業費支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月6日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市私立保育所等給食費支援事業費支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、保育施設において、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施のほか、保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について、飯塚市私立保育所等給食費支援事業費支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において、交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に規定する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 次の各号に掲げる施設のうち、地方公共団体以外の者が飯塚市内において設置、経営する施設等をいう。

ア 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する施設
イ 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に定める施設

ウ 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所で、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている施設

(2) 徴収額 給食費(主食費及び副食費)として、私立保育所等が保護者より徴収する費用をいう。

(支援の対象)

第3条 この支援金の対象となる者は、令和7年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行った私立保育所等とし、給食費に係る物価高騰対策として必要な経費を支援するものとする。なお、基準額、対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

(支援金申請者)

第4条 この支援金の交付を受けることができる者は、前条に規定する保育所等の施設長又は設置者(以下「支援対象者」という。)とする。

(交付額の算出方法等)

第5条 この支援金の交付額の算出方法及び支援の対象期間は、別表のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、申請書を別に指示する期日までに市長に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 支援対象者は、この支援金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い、別に指示する期日までに市長に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、第6条又は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付決定を行い支援対象者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対しては、支援金の交付の決定を取り消し、期限を定めて支援金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

1 基準額	2 支援対象期間
<p>・1施設あたり 3号児童 基本単価1,300円×令和7年10月初日時点の利用児童数×月数</p> <p>1・2号児童 令和7年10月初日時点の利用児童数×徴収額に17%を乗じた額×月数</p> <p>※徴収額が副食費のみの場合、17%を乗じた額の上限は780円とする。</p> <p>※10月初日時点の利用児童数を採用できない場合は、令和7年度に給食提供を行う初日時点の利用児童数とする。</p>	令和7年4月から 令和8年3月まで